

# 王寺町まちづくり基本条例逐条解説の見直し（案）概要

## 1 まちづくり基本条例について

令和3年4月に、町のまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルール「王寺町まちづくり基本条例」が施行されました。

まちづくり基本条例は、協働のまちづくりの実現のため、町政運営の主体である町民・議会・行政のそれぞれの担うべき役割などを定めたものです。

## 2 条例の見直しについて

王寺町まちづくり基本条例では、社会状況の変化に対応するため、条例施行後5年を超えない期間ごとに見直しが必要か検証を行うこととしており、条例施行4年目である令和7年度に「王寺町まちづくり基本条例審議会」において、検証が行われました。

## 3 王寺町まちづくり基本条例審議会による提言内容

### （1）条例本文の見直し

今回の見直しで、条例を改正する必要はない。

### （2）逐条解説の見直し

条例施行後の状況等を鑑み、説明文の修正・追記が必要である。

- ① 表現の微修正（前文解説文 4段落目）
- ② 「権利や責務」に係る表現の修正（第1条第3項 解説文）
- ③ 「対等の立場で」という文言の追加（第3条第1項 解説文）
- ④ 「王寺町個人情報保護条例」の廃止に伴う文章の修正  
（第10条第2項 解説文）
- ⑤ 「まちづくり協議会」に係る表現の修正（第14条第4項解説文）
- ⑥ 国による「指定地域共同活動団体」制度の創設を受けての文章の追加  
（第14条第5項 解説文）

## 4 逐条解説の修正

王寺町まちづくり基本条例審議会での審議結果より、町としては、条例については改正を行わないこととし、逐条解説の修正を行います。

今回のパブリックコメント手続は、この逐条解説の見直し（案）について意見を求めるものです。